４年度　公文書開示状況（６月決定分）　財務局

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R4.6.2	R4.6.15	建築工事積算標準単価表（令和3年4月1日付） 電気設備工事積算標準単価表（令和3年4月1日付） 機械設備工事積算標準単価表（令和3年4月1日付）	799	1															財務局建築保全部技術管理課
2	R4.6.17	R4.6.22	都立神代高等学校（４）グラウンド改修工事 共通費算定書	3	1															財務局建築保全部施設整備第二課
3	R4.6.21	R4.6.23	「民間社会福祉施設建替促進施設（２９）新築工事」の入札公告兼入札説明書	13	1															財務局経理部契約第一課
4	R4.4.28	R4.6.27	債権管理マニュアル	91		1									1				債権管理マニュアルは、債権管理に係る標準的な方法を示しており、日常的な管理の具体的な方法、債権の滞納が生じた際の対応、私債権放棄の要件など、実務的な手続きを的確に行うことができるよう解説を行っているものである。 本マニュアルは、平成20年度の作成以降も、債権管理の実務を進める中で、様々な事例から得られた知識・経験・ノウハウを集約・蓄積し、随時更新してきている。 こうしたノウハウ等の情報の一部には、外部の債務者に知られることで今後の業務に重大な支障を来たすものがある。例えば、都が差押えしようとする際の具体的な手法の記述があり、債務者に知られることで、予め都の債権回収の具体的な行動を把握され、本来なら差押えできた財産を隠匿することが可能となる（所在調査における現地調査事項など）。 また、私債権放棄の要件や具体的事例を掲載しており、いわば都が債権回収を断念する基準が債務者に知られることにより、都が再三の納付催告をしたとしても債務者に当該基準（時効成立など）が満たされるまで意図的に納付を拒絶するなどの対応を取られれば、本来回収できたかもしれない債権を手放すしかないこととなる。 その結果、行政事務の根幹である公平性を損なうことになる。	財務局主計部財政課
5	R4.4.28	R4.6.27	①国からの事務連絡等 ②国への提出資料 ③国への確認事項(質疑応答)	1190	1															財務局主計部財政課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等

表の見方

＜決定区分＞

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうことになるためあるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

・一部開示及び非開示について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのか、該当する項目に「1」を記入しています。

東京都情報公開条例第７条第１号：法令秘情報
第２号：個人情報
第３号：事業活動情報
第４号：犯罪の予防・捜査等情報
第５号：審議・検討又は協議に関する情報
第６号：行政運営情報
第７号：任意提供情報
第８号：特定個人情報
第９号：死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名又はそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜総枚数＞について

・他の開示決定と一体として決定を行っている場合は総枚数欄が空欄になります。